

令和7年度版

災害時のごみの捨て方 ハンドブック

もしも災害が起きた時、
ごみはどうするの？



災害時に大量に発生する「ごみ」の処理について、
日ごろから考えておきましょう。

松本市

適切な性能を有する防じんマスク
を使いましょう

- 厚生労働大臣型式検定
例：DS2マスク等
- NIOSH 規格
例：N95マスク等
- 欧州規格(EN149)
例：FFP2マスク等

使い捨て防じんマスク着用の悪い例



出典：「マスクのつけ方について (Ver.2)」(環境省)



防じんマスク使用時の確認事項

- マスクの変形・破損が無いことを確認した上で取扱説明書に従って装着を行う。
- しめひも調節が行えるものは、必ず適切な長さに調節する
- 必ず顔に密着しているか確認する。

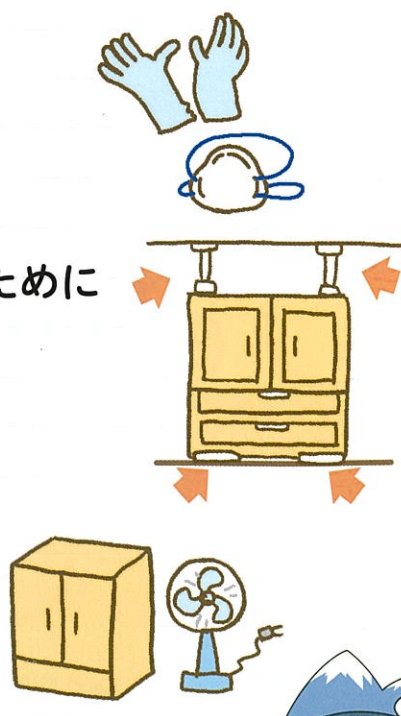
日ごろからの備え

- ✓ 厚手で長めのゴム手袋や
防じんマスクなど、片付け時に
必要なものは備蓄しておきましょう。

災害廃棄物をできるだけ出さないために

- ✓ 家具や電化製品は、転倒防止器具や
金具で壁に固定するなどして倒れにくく
しておくことで、破損が防げます。

- ✓ 日ごろから、不要なものはリサイクルに
出すなど整理することで、災害ごみを
減らすことができます。



災害廃棄物の処理については、
「松本市災害廃棄物処理計画」で定めています。



発行 令和7年3月

問い合わせ 松本市 環境エネルギー部 環境・地域エネルギー課

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

電話：0263-34-3268 (直通)

FAX：0263-34-3202

e-mail：s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp

松本市 環境エネルギー部 環境業務課

〒390-0851 松本市島内 7576 番地 1

電話：0263-47-1096 (直通)

FAX：0263-40-1335

e-mail：kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp

災害廃棄物の処理
にかかる詳細は下
記からご覧ください。



松本市 災害廃棄物 で検索

災害廃棄物はどうに処理するの？

災害時の廃棄物には、
どんなものがあるでしょうか。

➡ 住民 ➡ 業者、市

片付けごみ

災害によって発生した廃棄物のうち、住宅等を片付ける際に出てくるもの（例：畳、布団、家具、家電 など）
※被災前からごみとなっていて被害のないものや家の片付け時に一緒に出てきたが被害のないものは対象外です。（例：ブラウン管テレビ等の家電、自転車など）

この2つを
災害廃棄物
といいます。

※原則、家庭から出るものに
限ります。

解体廃棄物

災害によって発生した廃棄物のうち、壊れた住宅等を撤去する際に出てくるもの（例：木くず、コンクリートがら、金属くず など）

生活ごみ

※詳細はP4へ

家庭での生活で出てくるもの
※災害時も平常時と同様に発生します。

通常のごみステーション

避難所ごみ

避難所での生活で出てくるもの
→ 分別して、避難所内の決められた回収場所へ

し尿・汚泥

仮設トイレ等を使用する場合に出てくるもの

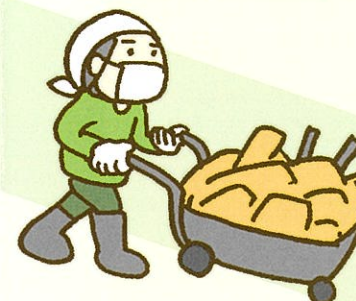
→ 汲取りが必要な場合
汲取りができる業者に収集依頼し、し尿処理施設へ
→ 携帯トイレ
「可燃ごみ」として通常のごみステーションへ

仮置場とは？

災害廃棄物を一時的に
保管しておく場所のこと。

災害時は廃棄物が大量に発生し、通常どおりの処理が追いつきません。
住宅の前の道路脇や通常のごみステーションなどに出すと、消防車やごみ収集車など車の通行の妨げになってしまいます。

運搬：住民



災害廃棄物は道路やごみステーションには
置かずに**仮置場へ搬出しましょう!!**

市民仮置場

住民自らが災害廃棄物を移動させて一時的に保管しておく場所

運搬：市

1次仮置場

市民仮置場にあるもの及び解体した建物などから発生するものを集めて分別し、中間処理まで保管しておく場所

仮置場はお近くの公園や空き地などに設置予定です。設置場所については、災害の状況に応じて住民のみなさまにお知らせします。

運搬：解体業者等



中間処理 (破碎・焼却)



リサイクル
埋立処分

道路脇に排出された状況



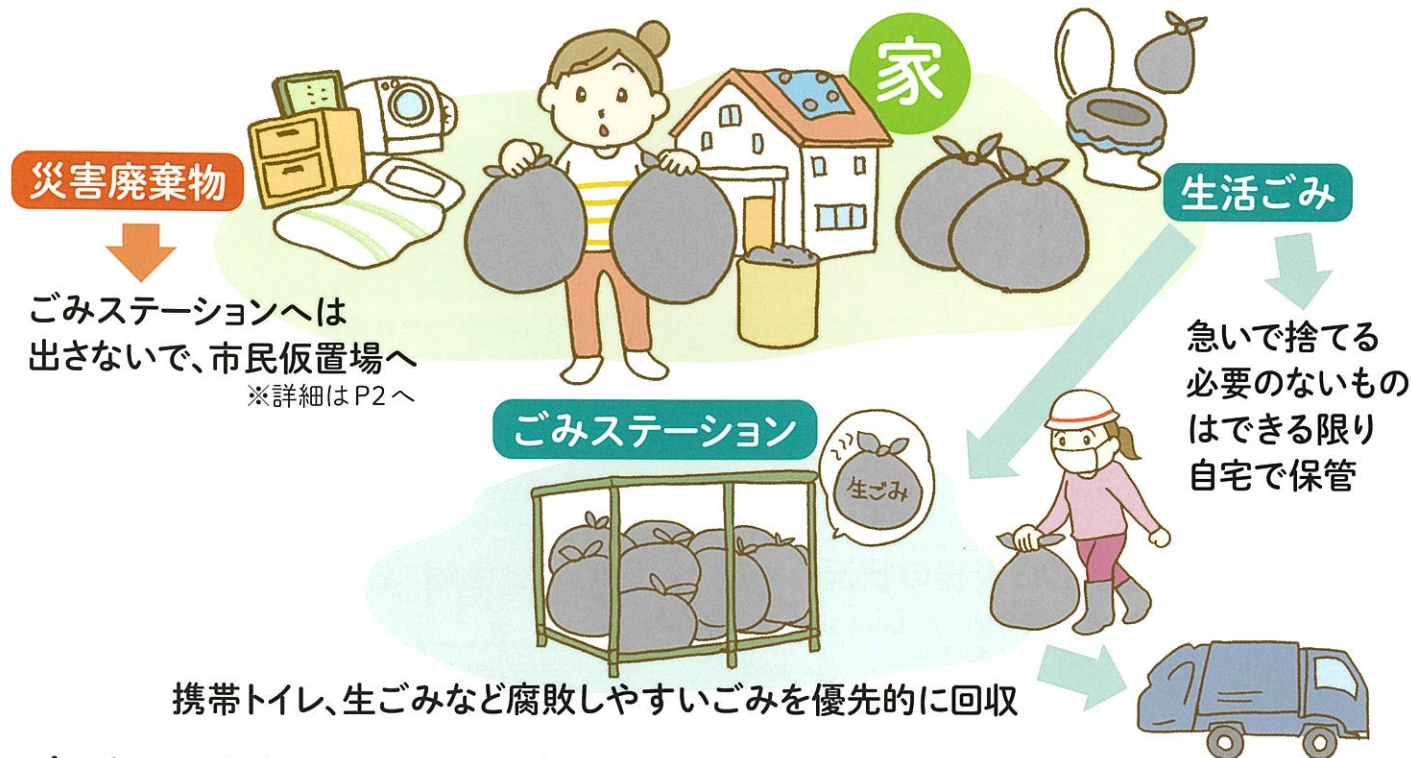
これでは車の通行の
妨げになります

熊本地震道路脇排出状況（2016年4月）
出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

生活ごみについて

災害時においても、生活に伴うごみは当然発生します。

災害時には通常の収集を行うことができないため、生活ごみは、生ごみなど腐敗しやすいごみや保管することで公衆衛生上の問題がある携帯トイレなどから、優先的に出してください。



気をつけようアスベスト

災害時には建物の倒壊・損壊により、アスベストを含む建材が露出している可能性があります。アスベストを含む建材は、築年数の古い建物の様々な箇所に使用されている可能性があります。特に、吹付け材や保温材にはアスベストが含まれている可能性が高く、破損すると飛散性も高いため、注意が必要です。以下のような建材がある場所には災害時には出来るだけ近づかないようにしましょう。また、こういった建材がある建物を事前に調べておくことも大切です。



- ① 防じんマスク（粒子捕集効率 95 パーセント以上）を着用します。5ページを参考にしっかりと顔に密着させ、正しく装着しましょう。
- ② 飛散防止のために散水などによる湿潤化を行きましょう。
- ③ 破砕や切断など、粉じんを発生させる作業を極力行わないようにしましょう。



目で見えるアスベスト建材

出典：「目で見えるアスベスト建材（第2版）」（国土交通省）

アスベスト含有建材は仮置場には持ち込めません。誤って持ち込まないようご注意ください！

※アスベスト含有建材の排出方法については、発災後にお知らせする予定です。

仮置場で分別する必要性とは？

しっかり分別していただくことでスムーズにごみを処理できます。

分別されないと...

- 処理に時間がかかる
- 処理費用の増加
- 腐敗性廃棄物（生ごみなど）による悪臭や害虫の発生
- ガスボンベなどによる火災の危険



北海道胆振東部地震 仮置場（2018年9月）
出典：環境省「災害廃棄物対策フォトチャンネル」

◎災害廃棄物の分別方法

分別・排出方法などは、災害の状況に応じて住民のみなさんにお知らせします。

